患者様へのお願い

病院長

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などございましたら、外来受付までご相談ください。 ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足の お薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

診療報酬算定要件に伴い、令和6年6月1日より、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

●一般名処方加算 1 : 10 点 後発医薬品のある全ての医薬品(2品目以上の場合に限る)が一般名処方されている場合

●一般名処方加算 2 : 8点

1品目でも一般名処方されたものが含まれている場合

